

日程第十	議案第三十四号	元号法制化に関する決議……………	五一
日程第十一	陳情第二号	都内二十三区水道指定工事店進出反対に関する陳情書……………	五六

福生市下水道事業会計補正予算(第五号)……………	四九
--------------------------	----

午前十時 開会・開議

○議長(岩田 博君) ただいまから昭和五十三年第三回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長(岩田 博君) 日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長において

- 十番 指田 保雄君
 - 十一番 宇佐美良時君
 - 十二番 貫井喜代次君
- 以上三名を指名いたします。

○議長(岩田 博君) この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会議務局長 報告)

一 昭和五十三年第三回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二 議案の送付について(別添参照)

三 市議会議事説明員の委任について(別添参照)

四 議案説明員の出席要求について(別添参照)

五 福生市育英資金運営審議会委員の推薦について(別添参照)

六 陳情の受理について(別添参照)

七 昭和五十三年二月分例月出納検査の結果について(別添参照)

○議長(岩田 博君) 以上で報告は終わりました。

○議長(岩田 博君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 塩野鉄之助君 登壇)

議会運営委員長(塩野鉄之助君) 御指名でございますので、去る四月

十一日に開催した議会運営委員会の結果を報告いたします。

第三回臨時会の付議案件は、長提出のもの七件と議会側で二件の計九件で、日程はお手元に御配付のとおり順序でお願いすることになりました。議案中 長提出の一部改正条例及び新設条例の四件は、いずれも市税の賦課徴収に関連があるもので、地方税法の改正に伴って五十三年度分の市税から適用になるものであり、専決処分三件は、過日の全員協議会で説明があったもの及び年度末になって国の指示により翌年度に繰り越さざるを得なくなった補助工事にかかわるものでございます。委員会はいずれの事情を考慮し、慎重に検討いたしました結果、陳情第二号を除くほかは即決を願うことで意見の一致を見ましたので、会期は本日一日とすることにいたしました。

なお、理事者側から全員協議会の申し出がございましたので、本会議終了後に行うことを委員会は了承しておりますので、あらかじめお含みお願います。

以上簡単であります。本日の会議が議会運営委員会の決定どおり

円滑に運ばいますよう、各位の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり四月十七日の一日限りと決定したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。

よって会期は一日と決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第三議案第三十号 福生市税賦課徴収条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 浅見裕康君 登壇)

○企画財政部長(浅見裕康君) 御指石といたしまして、議案第三十号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律、又同法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、これに準じて本条例を改正しようとするものでございます。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。

まず十九条第四号でございますが、これは特別土地保有税の徴収猶予にかかります延滞金の年率の規定でございますが、特別土地保有税の対象となる土地に対する免除規定が法改正により追加されたため、該当する引用条文を追加しようとするものでございます。

次に第二十四条の第二項の関係でございますが、これは個人の市民税の非課税の範囲を規定したものでございます。第二項におきまして、均等割りのみを課するもののうち、前年中の所得金額が、十五万円にそのものの控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えました数を乗じて得た金額が十五万円以下であるものにつきましては、均等割りを課さないという規定でございます。

す。これをその範囲を十七万円に引き上げて拡大しようとするものでございます。なお、これに基づきましての税収に對します減は約四百九千円程度になるかと予定しております。

次に四十八条、四十九条の關係でございますが、これらにつきましては全くの字句の訂正でございます。法改正によりまして条文の表現が改められました。これに基づきまして、条例条文も同じように整備しようとするものでございます。

第五十七條の關係でございますが、これは固定資産税、都市計画税を合せて徴収する場合は、その合算額になるわけでございますけれども、この免稅額が四百円以下の場合には一つの納期で全額徴収するという規定になっております。これを二十四百円に改めようとするものでございまして、これは条例の新設以來、三十年でございますが、改正がされておらない關係で、免稅点からの稅額の積算、そういったものとの關係で、今回二十四百円に改めようとするものでございます。

次の七十九條の改正でございますが、これは原付自転車と小型特殊自動車のナンバープレートの棄損、亡失、そういったものによりまして再交付に要します

弁償金の額の改定でございます。百五十円を三百円に改めようとするものでございます。

七十九條の二でございますが、これはいわゆる仮ナンバーの貸付手数料の改定でございます。これを百円を三百円に改めようとするものでございます。次の第五項中の百五十円を三百円に改めるといふものは、仮ナンバーの棄損あるいは亡失等によりまして再交付の關係の弁償金の改定でございます。

百十二條第四項を全文改めでございますが、これは次の五項とあわせて御説明申し上げたいと思ひます。これにつきましては不動産取得稅關係の稅法關係でございますけれども、これが改正をされました。そこで百十二條の四項の規定

では、土地區画整理事業によりまして仮換地等の指定があつた場合、それ以後に仮換地等に対応する従前の土地の取得があつた場合には、仮換地等の土地の取得とみなすと、そしてその取得者を土地所有者、又は取得者とみなして、特別土地保有稅を課するといふ旨を規定したものでございます。第五項は従前の第四項の規定を条文整理をしたものでございまして、いわゆる保留地の取得についての特別土地保有稅の課稅対象者について規定したも

のてございます。内容といたしましては、改正前の百十二条第四項と同意味の規定でございます。

百十八条第二号の關係でございしますが、これは特別土地保有税の税額の規定でございます。今回の法改正に伴いまして、不動産取得税に関する規定が明文化されましたので、カッコ書きといたしまして、条例に引用規定をいたしておりまして条文を削るというものでございます。

次に百二十一条の關係でございしますが、これは特別土地保有税にかかります過少申告等があった場合に、加算金の徴収に伴いまして延滞金の納付をいたさなければならず、その際に徴収猶予をした場合に、カッコ書きで年率七・三％とするという規定をしてあります。これをその該当事項といたしまして、新たに法改正によりまして六百三条の二というのが追加されました。その結果、条例条文にこれを追加しようとするものでございします。具体的に申し上げますと、法改正により、その者が所有している土地が、市の土地利用計画、いわゆる国土利用法や都市計画法といったものに準拠しているというふうな計画でございしますが、これに適合し、かつその建物、施設が恒久

的に利用されると認められるもの、こういったものにつきましては免税とするという規定が新設されたものでございします。これに伴う免除申請の日からこれを認定をした結果を通知する日まで、申請されてから審査を——そのあと審議会等の設置をお願いするわけでも、それによって認定した結果、それを通知する日までの間、徴収猶予することができるわけでも、その間の延滞金の年率につきましても、同じような措置をとれるように規定したものでございします。

次の附則の改正でございしますが、十条の關係はいわゆる肉用の牛、そういったものに対しては売却に際しまして、その生産の振興を図るという意味で、農協や市場に委託して行った場合には免税になるという規定が、租税特別措置法に規定されております。これを五十三年度を五十八年度に改めるということで、五十年間、ここに延長するという規定でございします。

附則の第十二条は固定資産税等の課税標準の特例に関する規定でございしますが、法改正に伴いまして、この引用条文を改めようとするものでございします。

附則第二十一条が削除に相なります。これは昭和五十一年度分の退職手当等にかかる市民税の分離課税の所得割りの額の算定方法を規定したものでございますが、すでにこれが二年間を経過しているということで削るものでございまして、その経過措置は、今度は市条例の改正附則にその措置を講じております。

次に附則第二十一条の二中、昭和五十一年度分を五十三年度分に改めるということにつきましては、軽自動車税の税率の特例をさらに一年延長しようとするものでございますが、後段の削除の文がございまして、これにつきましては、軽自動車の税率の特例を受けておりました排出ガス適合車につきましては、その使命がすでに達成されたということで、五十三年度からはこの税率の軽減措置が除かれるということで、今回削除されるわけでございます。したがって残りますのは、電気自動車のみがこの対象になるということでございます。これによって五十三年度から現在予定しております収入の増は十一万六千円程度になるかと予定をしております。

次に附則でございしますが、まず第一条は、この条例の施行期日を指定

したものでございます。

二条から五条までが、いわゆるこの新条例施行に伴います適用区分の経過措置を規定したものでございます。附則第二条は、本則二十四条第二項

の均等割りを課さない年所得の基準額を十五万円から十七万円に引き上げたものによるもので、いわゆる五十三年度からこれを適用するということの規定でございます。第二項は昭和五十一年中に支払われるべき退職手当の關係で先ほど御説明申し上げました本則附則にございましたものを削ったため、第二項におきましてその経過措置を規定したものでございます。

次に第三条の關係でございしますが、これは固定資産税の適用区分に関するものでございまして、五十三年度分の固定資産税から条例は適用するという意味でございます。

第四条の關係につきましては、特別土地保有税に關係するものでございまして、新条例の百十二条第四項、同じく第五項及び百十八条第二号の規定、いわゆる仮換地の關係とか保留地の關係とか、特別土地保有税の税額の關係といふものでございしますが、施行日以後の取得あるいは契約の効力が発

主した土地に適用していくと、施行日前の場合には、旧条例によるんだという旨の規定でございます。

附則第五条は、昭和五十二年度分の軽自動車税につきましては、旧条例の規定による旨規定したものでございます。

以上雑駁でございましたが、議案第三十号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の提案理由、並びに内容の説明にかえさせていただきます。よろしく慎重御審議を賜りまして、原案とおりの御可決くださるようお願いいたします。

○議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から、本案は原案とおりの可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第三十号は原

案のとおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第四 議案第三十一号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 浅見裕康君 登壇)

○企画財政部長(浅見裕康君) 御指石をいただきます。議案第三十一号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

本改正条例も地方税法の一部を改正する法律及び同法施行令の一部を改正する政令の公布施行に伴いまして、本条例を改正しようとするものでございます。

まず第三条の関係でございますが、これは都市計画税の税率の規定でございます。このたびの地方税法の改正によりまして、その制限税率が〇・三％に引き上げられたことによりまして、法に準じまして福生市の都市計画税の税率も〇・二から〇・三％に引き上げようとするものでございます。これはいわゆる市民の税負担といった点におきましては、直接的にその増につながるということでございますが、さうに又、先般三月定例会におきまして御指摘等がございました地代等の値上がり、そういったものにも間接的に影響を与えることになると存じます。しかしながら、最近の都市施設の整備、これは住環境の改善に対する行政需要が非常に増大しております。そういった意味で、市といたしまして行政の中の研究課題に相なっているものでございまして、各地方自治体におきまして、この財源の念出に苦慮しているということが実態でございます。これは御案内のとおりでございます。かような事情下におきま

して、国は昨年の十二月に税制調査会へ答申に基づきまして法改正が行われたわけでございまして、去る四月一日からこれが施行されたわけでございます。各地方自治体も同じような趣旨から、現在改正条例を各地において議会に御提案申し上げ、審議をさせていただいている最中でございます。さよう現在都下二十六市におきまして、現況は〇・三に改定の決定を見ております市が十二市、〇・二五が二市、その他は審議中あるいは近日中に提案準備中のものがございます。福生市におきましても市議会の絶大な御支援と御理解を

いただきまして、下水道事業を初めといたします。都市計画事業が推進をされているわけでございます。しかしこれも財源確保という面においては非常に苦慮をいたしているところでございます。かかる現況下を踏まえまして、当市におきましても法改正に準じまして、今回条例改正をさせていただきまして、税増収の措置を講じたいということで、本日御提案を申し上げた次第でございます。三条の関係につきましては以上でございます。

次に附則第七項の改正の関係は、いわゆる課税標準の特例に関する規定でございますが、法改正に伴いまして、その引用条文を追加、あるいは改正し

ようとするものでございます。

次に附則でございますが、この条例は公布の日から施行すること、それから新しい都市計画税につきましましては、五十三年度分の都市計画税から適用すると、五十四年度までは従前のとおりにするという経過規定でございます。

なお、この改正に伴いまして増収は、約七千八百件で八千六百万円程度に相当すると思えます。この財源充当につきましましては、今後の補正予算等で行うわけでございますが、目的税でございますので、やはり都市計画事業に充当するということでございまして、建設部等とも十分協議を重ねまして、適正な予算充当として、適正な執行を図りたいと考えております。

以上まことに推駁でございますが、議案第三十一号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容の御説明にかえさせていただきます。

よろしく事情御覧察をいただきます。原案とおり御決定いただきますようお願いいたします。説明と終わります。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君) 説明の中でもなされておたわけですけれども、この都市計画

画税条例——申すまでもなく税率は制限税率になっているわけで、法の方制限税率百分の〇・三となつただけであつて、ここで税率をかえらぬというだけであつて、国の方から、自治省だと思ふんですが、市に町しましてどういふ文書で来ているわけですか。上げなさいという形で来ているわけではないと思ふんですが、その点お聞きしたいと思ひます。

三多摩二十六市中の二五で押さえてるところが二市あるとされているわけで、このような措置は当市でもとうとうと思へば税率の上では可能なわけだと思ふんですが、そういう点を全く考慮することはなかったのか。説明ではなかったと思ふんですが、財源が必要だということだけで、住民の負担の増加はやむを得ないというような感じで私は聞いたわけですが、そういうふうな形で取れるか、負担の軽減を多少なりともやていくという考えは全然論議にもならなかったのか。それと同時に一番問題になるのが、住民の負担ということと同時に地代とか家

賃の値上げにこれは結びつく可能性が非常に多いわけですが、それは説明の中

でもおっしゃられていましたか、五十三年度は固定資産税の方の負担調整の最後の年度になるわけですね。それとあわせて都市計画税五〇％の値上げということになるかと非常に影響が出てくると思うが、この場合において地代とか家賃の値上げというものを誘発する恐れがあると思うが、市当局としてこの値上げするに当たっては、どういう指導、助言を市民に対してやっていくというのか、その辺について具体的に伺いたい。

○企画財政部長(浅見裕康君)

お答え申し上げます。

まず自治省からの文書は来ているのかということでございますが、これは来ておりません。従来から税改正に伴います指導というのは、地方課を中心に事務的なレベルでいろいろ会議はされております。説明会等が何回か開かれておりまして、文書にかわるものだという解釈をしております。

二市で〇・二五というふうな決定をしているといった意味から、福生市の場合そういった配慮がとられたのかどうかという質問と解釈しておりますが、先ほどの提案理由で説明いたしましたように、現在、都市計画事業というのは

地方自治体の財政そのものの相当中心を占めるというような形で、現実には五十三年度予算におきまして、都市計画事業の区画整理会計、下水道会計の繰出金を見ましても、都市計画税をはるかに上回るということである。一般財源といたしまして、効率的な運用を図るということもたてまえでございます。さらに起債、補助金等が加味されて事業が施行できるという意味から、非常に貴重なもので、福生市の財政事情から勘案いたしました。法改正に伴いました趣旨そのものがやはり福生市の実態に即応しているというような判断に立ちまして、市民の負担増という点から見れば確かにそのとおりだと思っております。現実的な問題といたしまして、やはり行政執行上必要であるという結論で、今回改定させていただこうとするものでございます。

次に地代、あるいは家賃等の値上げにつながるということでございますが、この件につきましては、提案理由につきましてもその辺の危惧は若干あるということでお話し申し上げましたが、これに対する具体的な助言、そういったものの方をどうするかということでございますが、一応個人の契約に基づきます地代、家賃というものは尊重するという前提もございしますので、経過を踏まえてそういう